

前回に引き続き、横芝都市計画の案と決定後の制限についてお知らせいたします。

今回は、航空機騒音障害防止地区及び防止特別地区と、都市計画道路について、お知らせいたします。

なお、横芝町決定に係る横芝都市計画の案については、「横芝町都市計画審議会」で可決されました。今後、県の同意を頂き、都市計画決定されることとなります。

横芝町の航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の案は次のとおりです。

横芝町の中台・遠山・姥山地区等の一部に航空機騒音障害防止地区（約383ha）を、その内、中台地区の一部に航空機騒音障害防止特別地区（約21ha）を決定する予定です。

航空機騒音障害防止地区に決定されると、新たに建築する建物は、防音構造とすることが必要となります。ただし、都市計画決定前に建てられている住宅等は、都市計画決定後、増改築をしない限り、防音構造の義務づけはありません。

また、航空機騒音障害防止特別地区に決定されると、この地区では原則として新たな住宅等の建築は禁止され、建築する場合は、知事の許可が必要になります。ただし、都市計画決定前に建てられている住宅等については、そのまま住み続けることも、地区外に移転することも自由に決めることができます。

このような規制・誘導を講ずることにより、航空機の騒音から生活環境を守り、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図っていきます。

横芝町の都市計画道路の案は次のとおりです。

以下に示す6路線を都市計画道路として決定します。

将来に向けて整備が必要とされる道路の中で、特に重要なこの6路線を都市計画道路として決定し、計画的に整備していきます。

都市計画道路が決定されると、その区域内で建物を建てようとする場合は、知事の許可が必要になります。ただし、2階以下で地下を有さず、容易に移転または除却ができるものに限って、許可されることとなります。

〈都市計画道路一覧表〉

| 名 称 | 延 長 | 幅員 | 構 造 | 備 考 |
|---|---------|-------|-----|-----|
| 3・5・1横芝国道126号線 | 約2,030m | 15m | 地表式 | 県決定 |
| 3・5・2坂田北清水線 | 約4,050m | 14m | 地表式 | 県決定 |
| 3・5・3今切東雲線 | 約 480m | 14m | 地表式 | 県決定 |
| 3・5・4横芝海のこどもの国線 | 約1,060m | 14m | 地表式 | 県決定 |
| 3・4・5横芝駅前線 | 約 310m | 16m | 地表式 | 県決定 |
| なお、横芝駅南口に駅前広場を設ける。（面積約3,500m ² ） | | | | |
| 3・6・6野々原田線 | 約1,030m | 10.5m | 地表式 | 町決定 |

心をつなぐ「まち」

シリーズ－横芝町のまちづくり－

No.34